

合意書

医療法人天和会 松田病院（以下「甲」という）と（以下「乙」という）は、院外処方箋における疑義照会の運用について下記の通り合意した。なお、保険調剤薬局での運用については、患者が不利益を被らないように、十分な説明の上合意を得てから行うものとする。

記

① 院外処方箋に係る個別の処方医への同意確認を不要とする項目について

「院外処方箋における疑義照会簡素化プロトコール」（別紙）に挙げる疑義照会例については、包括的に薬剤師法第23条第2項に規定する医師の同意がなされたものとして、個別の処方医への同意の確認を不要とする。

（参考）

薬剤師法 第23条

1. 薬剤師は、医師、歯科医師又は獣医師の処方せんによらなければ、販売又は授与の目的で調剤してはならない。
2. 薬剤師は、処方せんに記載された医薬品につき、その処方せんを交付した医師、歯科医師又は獣医師の同意を得た場合を除くほか、これを変更して調剤してはならない。

② 運用開始について

年 月 日から運用を開始する。

③ 合意の解除及び内容の変更について

合意の解除及び内容の変更については、必要に応じて甲乙協議を行い決定するものとする。

以上、本合意の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

年 月 日

甲 岡山県倉敷市鶴形 1-3-10
医療法人天和会 松田病院
病院長 松田 忠和

印

乙

印